⑶　子会社の支配人が親会社の支配人を兼務しており、当該支配人が親会社等として申請した場合又は子会社等が親会社と代理契約を締結しており、その代理権に基づいて親会社等として申請した場合にあっては、当該親会社等の申請として取り扱うものとする。

⑷　親会社等として申請する者は、申請の際に当該親会社等との関係を証明する書類を提示しなければならない。

⑸　５の⑴及び⑵におけるそれぞれの③による資格の等級を受けた者は、随意契約の参加資格を有する者となることができる。

別記１　申請書の提出場所

独立行政法人製品評価技術基盤機構

〒151―0066 東京都渋谷区西原２―49―10

企画管理部財務・会計課　契約担当

電話番号03―3481―1932

別記２　付与数値

別表第１（業種別年間平均実績高）

20億円以上：30

10億円以上　20億円未満：25

５億円以上　10億円未満：20

１億円以上　５億円未満：15

１億円未満：10

別表第２（自己資本額数値による付与数値）

10以上　　：30

５以上10未満：20

５未満：10

自己資本額の数値は、自己資本額を年間平均実績高で除し、百を乗じて得た数値である。

別表第３（業種別有資格者職員数による付与数値）

110～：30

65～109：25

40～64：20

15～39：15

～14：10

合計数値は、付表の①に掲げる者の数に５を、同表②に掲げる者の数に２をそれぞれ乗じて得た数値の合計した数値

付表

⑴　測量

①　測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者

②　測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）

⑵　建築関係建設コンサルタント業務

①　建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けている者、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）17条の21による建築設備士である者

②　建築士法による二級建築士の免許を受けている者（一級建築士の免許を受けている者を除く。）及び公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験（建築積算資格者試験）に合格し、登録を受けている者

⑶　土木関係建設コンサルタント業務

①　技術士法（昭和58年法律第25号）による第２次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を流体工学、交通・物流機械及び建設機械又は建設機械とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）情報工学部門又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者、

②　建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法（平成４年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うＲＣＣＭ資格試験に合格し、登録を受けている者

⑷　地質調査業務

①　技術士法による第２次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者

②　一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者

⑸　補償関係コンサルタント業務

①　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者、一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者

別表第４（営業年数による付与数値）

35年以上：30

25年以上　35年未満：25

15年以上　25年未満：20

５年以上　15年未満：15

５年未満：10

別記３　業種別等級区分及び予定価格の範囲

〔掲載順序　業種の区分　①等級：予定価格の範囲　②数値：等級〕

⑴　土木一式工事、建築一式工事

①　Ａ：１億5,000万円以上

Ｂ：5,000万円以上　１億5,000万円未満

Ｃ：2,000万円以上　5,000万円未満

Ｄ：600万円以上　2,000万円未満

Ｅ：600万円未満

②　1200以上：Ａ

1000以上　1200未満：Ｂ

800以上　1000未満：Ｃ

600以上　800未満：Ｄ

600未満：Ｅ

⑵　⑴以外の工事

①　Ａ：1,000万円以上

Ｂ：400万円以上　1,000万円未満

Ｃ：400万円未満

②　950以上：Ａ

700以上　950未満：Ｂ

700未満：Ｃ

⑶　測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務

①　Ａ：1,000万円以上

Ｂ：200万円以上　1,000万円未満

Ｃ：200万円未満

②　230以上：Ａ

170以上　230未満：Ｂ

170未満　：Ｃ

競争参加者の資格に関する公示

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の競争参加者資格審査事務取扱要領の特例を定める要領（以下「特例要領」という。）第２条に定める特定調達契約に係る平成31・32・33年度（2019・2020・2021年度）における競争参加者に必要な資格の取得について特例要領第４条の規定に基づき次のとおり公示します。

平成31年２月１日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

理事長　辰巳　　敬

◎調達機関番号　545　◎所在地番号　13

１　物品の製造・販売等の契約の種類及び業種区分

⑴　物品の製造

衣服・その他繊維製品類、ゴム・皮革・プラスチック製品類、窯業・土石製品類、非鉄金属・金属製品類、フォーム印刷、その他印刷類、図書類、電子出版物類、紙・紙加工品類、車両類、その他輸送・搬送機械器具類、船舶類、燃料類、家具・什器類、一般・産業用機器類、電気・通信用機器類、電子計算機類、精密機器類、医療用機器類、事務用機器類、その他機器類、医薬品・医療用品類、事務用品類、土木・建設・建築材料、警察用装備品類、防衛用装備品類、その他

⑵　物品の販売

物品の製造と同じ

⑶　役務の提供等

広告・宣伝、写真・製図、調査・研究、情報処理、翻訳・通訳・速記、ソフトウェア開発、会場等の借り上げ、賃貸借、建物管理等各種保守管理、運送、車両整備、船舶整備、電子出版、防衛用装備品類の整備、その他

⑷　物品の買受け

立木竹、その他

２　申請の時期

⑴　定期の申請時期は、平成31年（2019年）２月１日から平成31年（2019年）２月末日までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。